

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備
及び経過措置に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和 6 年 2 月 26 日
厚生労働省
健康・生活衛生局難病対策課
障害保健福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について、令和 5 年 12 月 5 日（火）から令和 6 年 1 月 3 日（水）まで御意見を募集したところ、計 1 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	関係政令とはどの政令を指すのか？ また、当該政令のどの条項を改正するのか？	本政令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等の一部を改正するものです。本パブリックコメントの結果公示にあたり、政令を公表いたしますので、具体的な改正法令及び改正条項については、そちらをご参照ください。